

しあわせの森公園フォトオブジェ設置業務
プロポーザル仕様書

令和6年1月

葛城市 都市計画課

しあわせの森公園フォトオブジェ設置業務プロポーザル仕様書

1. 事業名称

しあわせの森公園フォトオブジェ設置業務

2. 事業場所

葛城市太田・寺口地内 しあわせの森公園地内

3. 事業目的

しあわせの森公園は令和4年度に芝桜等による植栽整備事業が完了しました。施設概要として北側法面の芝桜、多目的に使用出来る芝生広場を2面、奈良盆地を一望出来る展望広場を備えた葛城市の新たな観光資源として期待されている都市公園です。

一方、隣接する道の駅かつらぎについても2016年のオープンから順調に来客数が増加し、年間来客数は100万人を超えるまでに推移しています。

今回、葛城市の市制20周年を広く周知するために葛城市を象徴するオブジェを設置することを検討しています。オブジェを設置することで市制20周年であることをSNS等を通じて広く周知させたいという思いです。また、そのことにより来園者の増加につなげることに加えて、来園者を公園内の展望広場まで誘導できる仕組みを作ることを目指します。そこで、葛城市への誘客を目的とした公募型プロポーザルを実施します。

4. 事業工期

契約日から令和6年4月30日(火)まで

- 1) 作業日及び作業手順については本市と協議し、了承の上実施すること。
- 2) 現場作業にあたっては適切に養生を行うこと。

5. 業務概要

(1) プラン検討

- ① フォトオブジェ整備プランの作成 (フォトオブジェのデザイン)
- ② その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(2) フォトオブジェ整備

- ① フォトオブジェ設置の施工
- ② 施工に必要な許認可等の手続き(関係機関との協議及び申請の手続き)
- ③ その他本業務を実施する上で必要な関連業務

6. フォトオブジェ設置の提案の概要

- 1) フォトオブジェ等は来園者の増加を目的とすること。
- 2) フォトオブジェ等は市制 20 周年を周知することを目的とし、葛城市らしさが一目でわかる計画とすること。
- 3) 利用者の使いやすさおよび安全性に配慮した計画とすること。
- 4) フォトオブジェ等は耐久性に配慮した計画とすること。
- 5) フォトオブジェの固定にあたってはコンクリート基礎は用いず、鋼管を用いること。
- 6) 園内における景観に配慮した計画とすること。
- 7) フォトオブジェは法面または植栽部分には設置できないものとする。
- 8) 劣化の低減に配慮した耐久性のある材料の使用、日常点検や修繕の容易性、維持管理コストの低減の工夫といった、構造物の維持管理の方策について提案すること。
- 9) 関連する法令基準を満たす計画・製品とすること。
- 10) 受注者は業務終了後速やかに竣工書類を提出することとし、次のものを添付または記載すること。
 - ①竣工図、写真等
 - ②見積書等関係資料(3社以上・比較表共)
 - ③費用計算書
 - ④その他、市が必要と認める書類

7. 各種申請等業務

業務に伴う各種申請の手続きについて、事業スケジュールに支障がないよう適切な時期に実施すること。

8. 工期

本事業の工期は実施要領記載のとおり。なお、施工者が、不可抗力又は施工者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本市と施工者が協議して決定するものとする。

①基本的な考え方

- 1) 業務委託契約書に定められた各業務は、本市が実施することとしている業務を除き、施工者の責任において実施すること。
- 2) 業務に当たって必要な関係諸官庁との協議において施工者に起因する遅延については、施工者の責めとする。

②業務遂行上の留意点

- 1) 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な整備計画を策定すること。
- 2) 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。
- 3) 整備工事に伴う影響(特に車両の交通障害・騒音・振動)を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

9. 権利関係

- ①製作者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- ②製作者は業務により設置した構造物にかかる一切の著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）を葛城市へ譲渡するとともに、葛城市及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- ③本業務の中で使用する技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- ④第三者からの異議申し立て、紛争の提起については全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者で協議のうえ、処理するものとする。

10. フォトオブジェの設置工事

①設置工事着工前

1) 各種申請業務

設置工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要な場合には、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

2) 施工計画書等の提出

施工者は設置工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成し本市に提出し、承諾を得ること。

②設置工事期間中

1) 設置工事

各種関連法令及び設置工事の安全等に関する指針等を遵守し、整備プラン及び施工計画に従って設置工事及び工事管理を実施すること。施工者は工事現場に工事記録を常に整備すること。

設置工事の実施においては、本市に対し、以下の事項に留意すること。

(ア) 施工者は、工事管理者を通じて工事進捗状況を本市に定期的に報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

(イ) 施工者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に本市に連絡すること。

(ウ) 本市は、施工者が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて随時、作業現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

(エ) 工事中における当該関係者への安全対策については万全を期すこと。

2) その他

原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、施工者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。